

## 風景づくり条例に基づく建設行為等の届出に関するQ A集

### 1. 届出の対象について

質問		回答
1	どのような場合に届出が必要ですか。	計画地の場所や用途地域、建設行為の内容や規模等により届出が必要となります。詳細については、「風景づくり条例に基づく建設行為等の届出の進め方」P 2、3をご確認ください。
2	計画敷地が複数の用途地域にまたがっている場合、景観計画区域の区分はどのように判断すればよいですか。	用途地域ごとに景観計画区域の区分を調べ、敷地を一番多く占める区分が該当となります。用途地域は、都市計画図やせたがやi-map等で確認をお願いします。

### 2. 事前調査・相談について

質問		回答
3	「事前調査・相談」では何を行うのですか。	届出までの流れ、建設行為等の計画概要、「地域住民への情報提供」の資料の確認等を行います。
4	初めて「事前調査・相談」に行く際に必要な書類はありますか。	案内図等計画地の場所や概要が分かる図面と、計画地周辺の街並みが分かる写真、接道から計画地と隣接する建物を撮影した写真をお持ちください。
5	「事前調査・相談」から届出の提出までどのくらいの期間がかかりますか。	案件ごとに異なります。月2回実施している「事前調整会議」の日程、周辺住民への情報提供や図面等の作成にかかる日数等を考慮の上、概ねの期間を算出してください。
6	どの段階で「事前調査・相談」に行けばよいですか。	計画の早い段階から「事前調査・相談」にお越しください。

### 3. 周辺住民への情報提供について

質問		回答
7	中高層条例や環境基本条例の住民説明と兼ねてもよいですか。	兼ねることは可能です。ただし、情報提供の範囲が条例により異なる場合がございますので、風景づくり条例上の範囲を満たしてください。
8	掲示期間は、土日祝日を含めて15日間と考えてよいですか。	土日祝日も含めて15日間と考えてよいです。
9	情報提供の資料のうち、配置図に植栽する樹種まで記載する必要はありますか。	情報提供の段階では、配置図に樹種まで記載する必要はありません。樹木の規格（地被～高木）が分かる程度の植栽計画を記載ください。

### 4. 事前調整会議について

質問		回答
10	事業者（設計者）も会議に参加する必要がありますか。	事前調整会議は、「対面による会議」と「書面による相談」のいずれかでを行います。「対面による会議」の場合には、事業者（設計者）様にも出席いただく必要があります。
11	事前調整会議ではどのような資料が必要ですか。	事前調整会議資料の表紙及び届出書一式が必要です。会議の予約時に（原則として会議の12日前までに）計5部ご提出ください。
12	事前調整会議用の資料は、事業者及び代理人の押印が必要ですか。	押印は必要ありません。

## 5.届出の提出について

質問	回答
13 届出書の綴じる順序は決まっていますか。	「風景づくり条例に基づく建設行為等の届出の進め方」P 8に記載の順に綴じてください。
14 届出書は何部提出する必要がありますか。	2部必要です。
15 完了時には何を提出すればよいですか。	完了報告書、竣工後の風景写真、撮影方向が分かる案内図をご提出ください。
16 完了検査は実施していますか。	原則、完了検査は実施しておりません。

## 6.その他

質問	回答
17 携帯電話の基地局は届出対象ですか。	携帯電話の基地局は届出対象ではありません。
18 建築基準法と景観法は関連していますか。	建築基準法の関連規定ではありませんが、景観法及び風景づくり条例で確認申請の30日以上前に届出いただくことを義務付けています。
19 世田谷区は景観行政団体ですか。	平成19年12月より景観行政団体となりました。そのため、景観法上の手続きは世田谷区に行う必要があります。
20 届出対象が拡大したのはいつですか。	平成27年6月1日からです。